

原発事故の避難地域における建物の解体判断とその構造的背景
福島県富岡町を対象として

Decision-Making on Building Demolition in Nuclear Accident Evacuation Zones and Its Structural Background
Focusing on Tomioka Town, Fukushima Prefecture

○大沼莉佳歩¹, 山中新太郎², 三宅貴之²

* Rikaho Onuma¹, Shintaro Yamanaka², Takayuki Miyake²

This study analysed the timing and factors influencing building demolition within the designated revitalization hub area of Tomioka Town, a long-term evacuation zone. The results indicated that multiple factors, including institutional frameworks and the timing of evacuation orders, influenced demolition decisions. Future analysis will incorporate remaining housing stock and residents' intentions, aiming to generate insights that contribute to improving reconstruction policies.

1. 研究背景と目的

2011年3月11日に発生した東日本大震災は、地震や津波に加えて福島第一原子力発電所事故を引き起こし、広範な地域に深刻な放射性物質被害をもたらした。多くの住民は長期避難を余儀なくされ、避難先で新たな人間関係や生活基盤を築く中、避難元への帰還を断念する事例も少なくなかった^[1]。一方で、多くの避難者は避難元に通うことで地域との関わりを維持しており、このような生活様式は「通い復興」として議論されてきた。その主要な理由の一つが「自宅の管理」であり、住民にとって自宅の存在は被災地に通う動機付けとなっていた^[2]。

しかし、避難指示解除の流れとともに住民は自宅を維持するか、公費による解体を選択するかという判断を迫られた。公費解体制度には申請期限が設けられている場合もあり、この制度的枠組みが住民の判断に一定の影響を与えていたと考えられる。このように、建物解体は一見個人の判断のように見えるが、実際には制度的条件や社会的要因が複雑に作用していた可能性がある。

以上を踏まえ、本研究は長期避難地域における建物解体の判断基準や傾向を明らかにすることを目的とする。また、将来的に同様の長期避難を余儀なくされる地域における復興の優先順位整理や支援の在り方の検討に資する知見を提供することを目指す。

2. 研究の対象と方法

本研究の対象は、福島県富岡町の特定再生復興拠点区域のひとつである夜の森地区とする。富岡町は東日本大震災と福島第一原子力発電所事故の影響で全域が避難区域となり、帰還困難区域を除く地域は2017年に

避難指示が解除され、2018年には帰還困難区域内に特定再生復興拠点区域が設定された^[3]。

研究方法として、震災後の行政の対応と解体のプロセスの整理、現地のお祭りでアンケート調査、過去の航空写真を用いた解体建物の分布と時期との関連を分析する。

3. 行政の対応と解体のプロセスの整理

3-1. 震災後の富岡町の対応

表1 震災後の富岡町の対応^[4]より筆者作成

年	2011	2012	2013	2014	2017	2018
制度・対応	<ul style="list-style-type: none"> 緊急生活資金の貸付 (一人2万円、最大2767人) 義援金(全国から)支給開始 全町民へ被災証明書を送付 仮設住宅での保育支援などが開始 	<ul style="list-style-type: none"> 夜の森公園や学校で除染検証 「5年以内に期間は困難」と宣言 	<ul style="list-style-type: none"> 避難指示区域が3つに区分される (帰宅困難地域/居住制限区域) 	<ul style="list-style-type: none"> 避難指示解除準備区域 除染の本格着手 (同意取得後に工事実施) 	<ul style="list-style-type: none"> 帰還困難区域を除く地域の避難指示解除 	<ul style="list-style-type: none"> 解体工事の受付開始 特定復興再生拠点地域の除染

表1は震災後の富岡町における一連の取り組みを示している。2011年の義援金配布時は役場が町民の所在を十分に把握できなかった一方で、町民同士のネットワークが機能し、情報共有や居場所の把握を可能にした。このつながりは解体の意思決定にも影響したと考えられる。また、2012年の宣言は住民に心理的な区切りを与え、「帰る・帰らない」の判断に大きく作用し得た。その後、2018年に開始された解体制度は一斉の申請・解体を促す契機となり、その存在自体が「もう残しておく理由はない」と住民に思わせる要因になった可能性がある。

3-2. 建物解体のプロセス

原子力災害の被害区域では、復興および再生を推進するため、避難指示解除にあわせて住宅等の解体・除染工事が実施された。本制度の対象は、避難指示区域

1:日大理工・学部・建築

2:日大理工・教員・建築

内に所在し、罹災証明で半壊以上と認定された住宅である。手続きは、①申請受付②現地調査および内容確認③工事の実施④跡地の立会の順で進められた。

項目	内容
実施順序	町の復興に向け、まずはシンボルである桜並木の復興を目的としてその周辺を先行除染区域とし、その後、周辺の行政区へと順次拡大した。具体的には、①桜並木周辺(先行除染区域)→②大菅・夜の森駅前北/南・新夜の森(A地区)→③④新夜の森行政区、という順序で進められた。
優先着手	公共施設から開始、除染の同意取得と並行
住民の選択肢	除染して残す / 解体する
解体申請期限	受付当初は期限なし→避難指示解除後1年に期限化
解体方式	初期は申請順に関係なく、まとまった区域を一括解体
被害認定方法	一次審査：外観 二次審査：内観(特例あり)
補助金制度	解体・再建により補助金交付

表2 公費解体の概要 [6]

表2は、区域内住民向けの解体説明資料や役場職員への聞き取りをもとに整理し、公費解体の順序や申請方式、補助金制度などを示している。特に、二次審査においては物理的破損が少なくても、原則として半壊以上と判断される特例措置が設けられている。

4. アンケートの結果分析

表3 建物判断理由

建物解体の判断理由	N=54 (複数回答可)
建物被害が大きく住めない	24%
住む見込みがないから	20%
建物が老朽化していたから	17%
解体に公的な助成があった	9%
建物の維持費がかかるから	7%
心理的に戻れなかった	7%
周囲の人が戻ってこないから	4%
将来の災害への不安	4%
今の居住地が遠いから	2%
周囲が取り壊しを進めた	2%
土地の売却・活用を考えた	0%
その他	4%

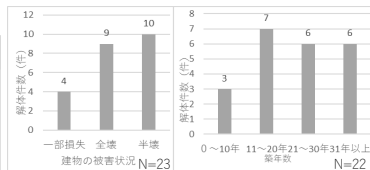


図2 築年数

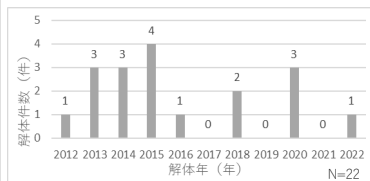


図3 解体年

2025年4月6日、夜の森さくらまつりアンケート調査を実施した(回答者数:54人)。ただし、回答者と対象地区との関連性は明確ではない。アンケート項目は解体の判断理由、建物の被害状況、解体年、築年数である。解体理由としては「建物の被害が大きく住めない」24%「住む見込みがないから」20%を占めた。解体した人に着目すると、築年数10年以下の住宅では解体数が比較的少なかった。また、多くは震災後5年以内に解体しており、被害状況としては半壊以上であったと答えた人が多かった。

5. 建物解体時期の分布と先行除染区域の関連

建物解体について、2018年以降のGoogle Earth航空写真を用いて各建物の解体年を判別し、地図上で色分けした。ただし、2021年および2023年の航空写真は確認できなかったため、分析対象から除外した。図

4より、解体は一定のまとまりをもち、街区ごとに解体件数が多い年には差異が見られた。この差異には、建物の状態や周辺環境、近隣住民の合意形成、制度上の条件など、複数の要因が関与していると考えられる。

図4 解体時期の分布と区域 [5]より筆者作成



解体年と先行除染区域(表2参照)(以下先行区域)との関連を分析した。先行区域では2020年に避難指示が解除され、解体件数は徐々に減少する一方、申請期限の2021年には一時的に増加し、制度の期限が解体判断に影響した可能性が高い。A地区(表2参照)では2023年に避難解除され、2019年に解体件数が突出したものの、その後はほぼ一定で、申請期限の2024年は大きな影響を与えていない。このことから、A地区では早期に意思決定が集中し、制度的期限は解体件数に大きく作用しなかったと考えられる。

6. まとめと今後の展望

解体理由は「被害が大きく居住不能」や「居住見込みなし」が多く、築年数の影響は限定的だった。また、本件の公費解体は、区域分けや対象建物に特例が設けられていた。先行区域では避難解除後に徐々に解体が進み、制度期限で一時的に増加したのに対し、A地区では早期に意思決定が集中し、制度期限の影響は小さかった。今後は、より広域なエリアを対象に分析を拡張し、解体された建物だけでなく残された建物にも着目することで、解体判断の傾向をより詳細に把握する。

7. 参考文献

- [1] 續橋 和樹、川崎 興太: 避難指示解除後の浪江町中心市街地における生活環境の復旧・再生状況と帰還者の生活実態に関する研究、都市計画論文集、第53巻、第2号、p. 215-223、2018
- [2] 高木竜輔、佐藤 彰彦、市村高志、横山智樹、山本薫子、金井利之: 原発事故からの復興における富岡町民の生活と将来に関する意識調査、人間学論究、第7号、p. 50-60、2025.3
- [3] 富岡町 HP: 富岡町帰還困難区域再生構想 平成29年12月、p6-7 <https://www.tomioka-town.jp/uploaded/attachment/5161.pdf>
- [4] 富岡町 HP: 全町避難から <https://www.tomioka-town.jp/uploaded/attachment/1317.pdf>
- [5] 富岡町 HP: 都市計画総括図・白地図東側 <https://www.tomioka-town.jp/soshiki/toshiseibi/1631.html> (最終閲覧日: 2025/09/24)
- [6] 環境省福島地方環境事務所: 富岡町住宅説明会資料